

第1回匝瑳市市民協働推進協議会

日 時：平成28年9月20日（火）

午前10時から

場 所：匝瑳市民ふれあいセンター

1階 談話室

次 第

1 開 会

2 委嘱書交付

3 あいさつ

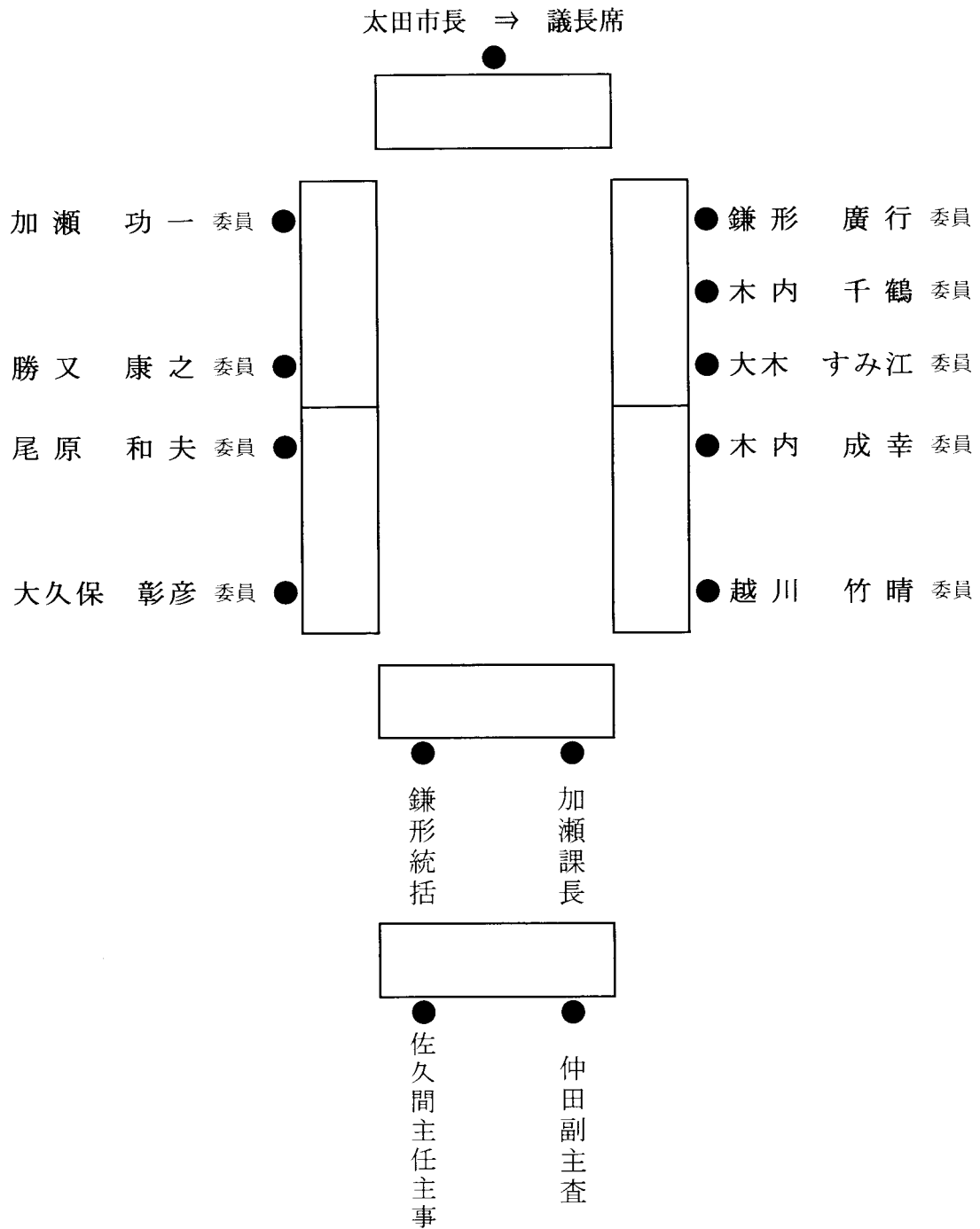
4 自己紹介

5 議 事

- (1) 会長、副会長の選出について
- (2) 市民提案型事業について
- (3) 市民活動サポートセンターについて
- (4) 講座（はじめの一步セミナー）について
- (5) 今後の予定について
- (6) その他

6 閉 会

匝瑳市市民協働推進協議会 席次表



日 時：平成28年9月20日（火）
午前10時から

場 所：ふれあいセンター1階談話室

匝瑳市市民協働推進協議会委員名簿

平成28年9月20日

No.	委員構成	氏名	備考
1	市内の団体の長が推薦した者	鎌形 廣行	匝瑳市社会福祉協議会会長
2		木内 千鶴	匝瑳市ボランティア連絡協議会副会長
3		大木 すみ江	匝瑳市商工会女性部長
4		木内 成幸	匝瑳市区長会会長
5		越川 竹晴	匝瑳市農業振興会顧問
6		大久保 彰彦	八日市場青年会議所事務局長
7		尾原 和夫	匝瑳市青少年相談員連絡協議会会長
8	一般公募による者	勝又 康之	
9		加瀬 功一	

(任期：平成30年9月19日)

議題（１）

会長・副会長の選出について（条例第１２条）

会 長 _____

副会長 _____

議題（２）市民提案型事業について

- ① 匠瑳再生プロジェクト再生プラン提案内容（別紙資料参照）
- ② 協議会での主な協議事項
 - ・ 補助対象事業の内容
 - ・ 補助対象費用
 - ・ 採択審査基準（採択方法）
- ③ 目標：平成２９年度事業化（平成２９年４月から募集開始）

議題（３）市民活動サポートセンター

- ① 匠瑳再生プロジェクト再生プラン提案内容（別紙資料参照）
- ② 協議会での主な協議事項
 - ・ センター機能
 - ・ 活動団体のニーズ把握
 - ・ 利用対象者（活動内容）
- ③ 目標：平成２８年度から、市民協働班に設置。各種活動の利用要望などの窓口として開設。上記の内容が把握できてから、ハード整備の具体的検討を行う。

議題（４）

- ① 匠瑳再生プロジェクト再生プラン提案内容（別紙資料参照）
- ② 協議会での主な協議事項
 - ・ セミナーの開催計画
 - ・ セミナーの内容・対象

③目標：平成２９年度開催計画を策定

平成２８年度中に、第１回を開催。

対 象：市民・市職員

テーマ：「市民活動団体と行政との協働について」

市民協働事業別スケジュール表

内容	平成28年9月	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月	平成29年2月	平成29年3月	平成29年4月
推進協議会の開催	第1回協議会	第2回協議会 (下旬)	第3回協議会 (下旬)	第4回協議会 (下旬)	第5回協議会 (下旬)	第4回協議会 (下旬)	第5回協議会 (下旬)	
(2)市民提案型事業	検討	事務局案提示 ⇄ 検討	予算規模決定 ⇄ 検討	事業内容・詳細の協議		要綱案提示 ⇄ 検討	要綱決定	事業募集
(3)市民活動サポートセンター	検討 ・事業内容検討 ・周知方法	《 随 時 》 相談・対応(可能なもの)		《 随 時 》 相談・対応(可能なもの)		《 随 時 》 相談・対応(可能なもの)		(注意) 予算、費用の掛かるものは除く
(4)講座 (はじめの一步セミナー)	第1回開催に向けて調整・周知 ・開催案①or②で検討 ・平成29年度からの開催計画	開催案①		《 検討結果により何れかで開催 》		開催案②		

匝瑳再生プロジェクト
再生プラン提案書

No.	22
-----	----

グループ名	住民協働・行財政		事業プラン名	市民提案型事業に対する助成制度の新設				
事業体系	分野	健康・福祉・医療	目的	高齢者支援	障害者支援	子育て支援	実現難度	(低)
		産業・経済		農林水産業活性化	商工業活性化	観光活性化		中
		生活環境・都市建設		都市農村交流	循環型社会形成	地域エネルギー創出		高
		教育・交流分野		生涯学習推進	(地域文化振興)	(コミュニティ育成)		
		(住民協働・行財政)		(市民協働推進)	行財政改革	(人材育成)		
関連キーワード	「他人ごと」から「自分ごと」へ市民の自律/行政と市民の協働協働による地域づくりの仕組み		担当課・関連課	環境生活課				
事業の背景・目的	人口減少とともに、「ムラ」を基礎とした伝統的な地縁集団の機能が弱まる一方で、市民団体によるボランティア活動など「民間が担う公共」が求められている。こうした市民団体・市民グループが地域の活性化や地域の課題解決のために、自ら企画し、実施するまちづくり事業に対する支援策として、助成制度を設ける。							
事業内容	<p>○事業概要(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象団体 5名以上で構成し、その過半数が市内に在住・在勤・在学している市民団体または市民グループであること。また、年間5団体程度を上限とする。 ・対象事業 住み良いまちに向けた地域の活性化や地域の課題解決を目的としたまちづくり事業市が設けたテーマに沿った事業 ・補助率 活動費の2/3～4/5の範囲で上限を設定し、補助率の基準については、助成事業に係る要綱・要領で定め、活動費の内訳を考慮した上で、決定する。 ・補助額 同様事業の実施例から1団体あたり30万円から50万円を上限とし、年度中1回限りとする。また、同一事業を継続する場合は、最長3年までとする。 <p>(対象外)団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、飲食に係る費用、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 補助金交付日から該当年度の3月31日 ・審査等 公正な審査を行なう機関として「審査委員会」を設置し、対象団体から提出された申請書及び事業計画書・予算書に基づき、事業を決定する。 ・事業効果の検証 事業終了後、実績報告書の提出を求める。また、市民及び職員へ事業を周知するため、事業成果の発表または報告の場を設ける。 例)ホームページへの掲載、市民活動セミナー等での発表 							
実施体制	<p>環境生活課において事業を募集及び取りまとめを行ない、審査委員会において申請書等を審査の上、助成金を交付する。</p> <p>担当課(事務局):環境生活課 審査委員会:有識者、他の自治体職員、市民公募等で組織する。</p>							

<p style="text-align: center;">実施 スケジュール</p>	<p>平成26年度 協働に関する指針の策定及び条例の制定後、助成事業に係る要綱・要領（案）を作成し、助成額や審査委員会の人選、手続き等について規定する。</p> <p>平成27年度 事業体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査委員の人選・募集 ・市が設けたテーマに沿った事業を募集する場合は、テーマの絞込み ・助成事業について、市民周知及び事業募集 ・申請の受付、審査委員会の開催交付(不交付)決定通知の発出 <p>平成28年度 事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概算払い金の交付 ・実績報告書の受理及び審査 ・事業の成果についての発表・報告
<p style="text-align: center;">事業費</p>	<p>審査委員に係る報酬、助成金(1団体〇万円×団体数)、事務費等【助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1団体あたりの上限額を設けた上で、補助率を設定する。 ・年度ごとに対象事業数に一定の制限を設ける。 <p>例) 50万×5団体=250万円</p>
<p style="text-align: center;">期待される 効果</p>	<p>市民の主体的な参画意識を促すだけでなく、行政側も市民目線の事業検討により、問題解決の糸口が見つかる。</p>
<p style="text-align: center;">想定される 課題</p>	<p>市民提案のあった事業に対して助成を行なうなど「補助金ありき」ではなく、市民協働を支援するための補助制度であり、従来型の団体助成事業と調整する必要がある。</p> <p>また補助金の終了とともに事業が終了することがないように審査基準、将来性等を慎重に検討する必要がある。</p>

匠礎再生プロジェクト
再生プラン提案書

No. 23

グループ名	住民協働・行財政			事業プラン名 (仮称)匠礎市市民活動サポートセンターの開設				
事業体系	分野	健康・福祉・医療	目的	高齢者支援	障害者支援	子育て支援	実現難度	低
		産業・経済		農林水産業活性化	商工業活性化	観光活性化		中
		生活環境・都市建設		都市農村交流	循環型社会形成	地域エネルギー創出		高
		教育・交流分野		生涯学習推進	地域文化振興	コミュニティ育成		
		住民協働・行財政		市民協働推進	行財政改革	人材育成		
関連キーワード	<ul style="list-style-type: none"> 主体的なまちづくりへの参画 自律的市民 			担当課・関連課	環境生活課			
事業の背景・目的	<p>市の既存施設を利用して市民活動サポートセンター(※)を開設し、様々な市民活動に取り組む個人や団体に対して活動の場と情報の提供を行う。</p> <p>※市民活動サポートセンターとは・・・様々な分野の市民活動団体やNPO、ボランティア等、非営利で公益的な活動をしている、あるいはこれから活動しようと考えている個人や団体のための拠点施設</p>							
事業内容	<p>野栄福祉センター、生涯学習センター、ふれあいセンター又は米倉分校などの空施設等の既存施設を活用する。必要に応じて、修繕や改修を行う。</p> <p>主な機能や設備について・・・研修・セミナー室、サロン(数人での打ち合わせや事務作業に使用)、団体活動ファイルスペース、市民活動に関する相談受付(何かボランティアしたい、団体を法人化したい等)。※開設当初は「場所」の提供という意味合いが強くなる。</p>							
実施体制	庶務担当課 環境生活課(センターの開設場所によっては、検討の必要あり)							
実施スケジュール	<p>市民協働に係る指針や条例の策定時期については、平成26年から動き出すこととして提案されている。指針と条例を策定した上で、一体的なものとして仕分事業の要綱等を作成するという考え方のもと、下記のようなスケジュールとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度 担当課の決定、設置場所の検討、設置要領の作成。 平成27年度上半期 センター開設の準備・施設の改修・修繕等。 							
事業費	センター開設の際の、既存の施設の改修・修繕費、備品・事務用品費。							
期待される効果	センターの設置により、市民活動団体あるいはこれから活動を始めようとしている個人間の交流が促進されるだけでなく、行政内部の情報を公開するスペースを設けることにより、市民と行政の距離も縮まり、市民が自分の活動に有益な情報に以前よりも触れられるようになる。							

<p>想定される課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・類似の施設を設置している自治体は、ある程度規模の大きいところが多い。本市のような規模の自治体で設置することに周囲の理解が得られるか。 ・センター候補地の中には、市中心部から離れているところもあることから、主な利用者層について、どのように想定するかを開設場所を検討する必要がある。 ・他団体においては、常駐の職員を配置しているが、当面は場の提供に留める程度とした場合の運営方法。 ・市が設置する他の公共施設と比較しては、一般的な認知度が低いため、どのようにして市民に周知して利用者を確保していくかが課題となる（広報やHPによる周知の他、〇〇まつり等のイベントで、センターを開設することを市民に知らせていくなど）。
-----------------------	---

匠瑳再生プロジェクト
再生プラン提案書

No. 24

グループ名	住民協働・行財政			事業プラン名	(仮称)市民活動はじめの一步セミナー ～共に地域を支える仲間づくりのために～			
事業体系	分野	健康・福祉・医療	目的	高齢者支援	障害者支援	子育て支援	実現難度	低
		産業・経済		農林水産業活性化	商工業活性化	観光活性化		中
		生活環境・都市建設		都市農村交流	循環型社会形成	地域エネルギー創出		高
		教育・交流分野		生涯学習推進	地域文化振興	コミュニティ育成		
		住民協働・行財政		市民協働推進	行財政改革	人材育成		
関連キーワード	市民が主体的にまちづくりに参画する機運を高めるための仕掛け			担当課・関連課	環境生活課			
事業の背景・目的	まちづくりにおける市民及び市民団体の担う役割が期待されている中で、市民等が主体的に地域活動に参画できるよう、協働(新たな公共領域・民間が担う公共等)に関するセミナー・講座を開催し、意識啓発とともに、活動の支援・育成に努める。							
事業内容	<p>①市民が主体的にまちづくりに参画するきっかけをつくるために、「(仮称)市民活動はじめの一步セミナー」を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動に対する学識者や経験者を講師として招き、市民活動の基礎的事項や事例を学ぶ。内容は受講者が気軽に市民活動を始められるよう配慮する。 受講者同士が親睦を深められるよう、グループ活動等の内容を組み込む。また、まちづくりに関心のある方々が受講していると考えられるので、受講者間で新たな市民団体が形成されることをねらう。 実施方法としては、講演会など初回完結の形式や、複数回に分けて実施する講座形式が考えられる。 併せて市職員を対象とした研修会を開催することにより、市民協働に対する職員の意識改革も期待できる。 <p>その他、市民活動の機会提供及び推進のために以下の内容を実施する。</p> <p>②既存の市民活動団体の実態を把握し、市民に情報提供する。 例)市民活動団体一覧の作成</p> <p>③市民団体の活動をPRする 例)広報で市民活動団体のトピックスを設ける、市民活動冊子の作成、市民活動団体の表彰</p> <p>④将来的には、市民活動に大学生など市外の若い人材を取り入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者や市外の方の新しい視点や発想を市民活動に活かす。なかでも、大学生は比較的呼びかけしやすい。 市民活動団体が直接大学等に募集をかけるのも良いが、市が取りまとめるうえ募集する方法もある。 							
実施体制	担当課である環境生活課で協議・実施する。							
実施スケジュール	(仮称)匠瑳市市民協働指針、(仮称)匠瑳市市民協働のまちづくり条例の策定を受け、平成27年度までの実施を目指す。							

事業費	講師謝礼金
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり(市民活動)に取り組む機会が充実し、より多くの市民がまちづくりに携わることができる。 ・新しい公共領域の設定が可能となり、市の様々な問題に柔軟に対応できる。
想定される課題	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在的な対象者等への参加呼びかけ等が課題とされる。 ・講義方式等に加えて、市民団体の活動報告発表の場とするなどの工夫も必要とされる。

今後の予定について

1 協議会の開催予定について

(1) 平成28年度

- ▶ 第2回会議 平成28年10月中旬
- ▶ 第3回会議 平成28年11月中旬
- ▶ 第4回会議 平成29年2月上旬
- ▶ 第5回会議 平成29年3月上旬

2 効率的な委員会の運営に向けて

- ▶ 資料の事前配付
- ▶ 電子メール、ファクシミリ等の活用
- ▶ 委員、事務局間の密接な連携

○匝瑳市市民協働推進条例

平成28年3月24日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、協働の推進に関する指針の策定その他の協働を推進するための基本的事項を定めることにより、市民等が主体の協働を推進し、もって豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 匝瑳市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する個人、市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは学校に在学する者又は市の区域内で自発的かつ継続的に公共的若しくは公益的な活動（第5号アからエまでのいずれかに該当するものを除く。）を行う個人をいう。
- (2) 法人等 市の区域内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。
- (3) 市民等 市民及び法人等をいう。
- (4) 協働 市民等と市又は市民等が地域における課題を共有し、その解決に向け連携し、及び協力して公共的又は公益的な活動に取り組むことをいう。
- (5) 地域活動 市の区域内において市民等が主体となって自発的かつ継続的に行う活動であって、公共的又は公益的なもののうち、次のアからエまでのいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反

対することを目的とする活動

エ 営利を主たる目的とする活動

(協働の指針)

第3条 市は、協働の推進に関する基本的な考え方その他の基本となる事項を定めた匝瑳市市民協働指針（以下「指針」という。）を策定し、公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 協働の推進に関する基本的な考え方
- (2) 市民等の協働に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 市の協働の推進に関する基本的な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協働を推進するために必要な事項

(市民等の役割等)

第4条 市民等は、自らが地域活動の主体であることを自覚し、地域の歴史、文化及び伝統に誇りを持ち、地域活動として自らできることを考えるとともに、自らの持つ知識等を生かし、地域における課題の解決に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民等は、指針に掲げる協働を推進するための事項について取り組むよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、指針に基づき協働を推進するものとする。

2 市は、市民等と市又は市民等が協働して地域活動に取り組むことを促進するため、指針に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(協働の推進)

第6条 市民等と市又は市民等は、協働の主体として、対等の立場に立ち、相互の理解及び信頼を深めることその他指針に基づいて、協働を推進するものとする。

(協働の提案)

第7条 協働により地域活動を行おうとする市民等は、市に対し、当該地域活動に係る協働を提案することができる。

(秘密の保持)

第8条 協働を行う市民等は、当該協働を行うにつき知り得た秘密を漏らしてはならない。当該協働が終了した後も同様とする。

(市民協働推進協議会)

第9条 市は、協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、匝瑳市市民協働推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第10条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により市長が委嘱した委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長

の決するところによる。

(関係者の出席)

第14条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、環境生活課において処理する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年匝瑳市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1その2中市有地処理審議会委員の項の次に次のように加える。

市民協働推進協議会委員	日額 6,000円
-------------	-----------